

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

【自動継続自由金利型定期預金（M型）規定】（スーパー定期）

1.（自動継続）

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書表面記載（通帳式の場合は通帳記載）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）（2）および（3）において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書表面記載（通帳式の場合は、通帳記載）の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次にあります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および証書表面記載（総合口座および通帳式の場合は、通帳記載）の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までを満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳式の場合は、通帳）とともに提出してください。

- (3) 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記（1）および（2）にかかわらず、次にあります。

① 利息の支払いが1か月ごとの場合
 預入日から満期日の1か月前の応当日までの間に到来する預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で

計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座へ入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

1か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×1/12

② 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日から満期日の2か月前の応当日までの間に到来する預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座へ入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

2か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×2/12

③ 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日から満期日の3か月前の応当日までの間に到来する預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座へ入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

3か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×3/12

④ 利息の支払いが4か月ごとの場合

預入日から満期日の4か月前の応当日までの間に到来する預入日の4か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座へ入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

4か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×4/12

⑤ 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日から満期日の6か月前の応当日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座へ入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

6か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×6/12

ただし、前記①から⑤による利息が指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、預金証書（総合口座および通帳式の場合は、通帳）とともに提出してください。

- (4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息および前記（3）により支払われた利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (5) この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前記（3）による利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日または前記（3）による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%
C	1年以上3年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%

- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上5年未満 約定利率×90%
- ④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
 - G 3年以上4年未満 約定利率×80%
 - H 4年以上5年未満 約定利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記2.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しない(総合口座および通帳式の場合は、通帳に記載しない)こととし、次により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して(総合口座および通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに)提出してください。
 - ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(総合口座および通帳式の場合は、通帳)とともに提出してください。
- (3) (総合口座および通帳式の場合は、本項を除きます。) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記2. (2) ②Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

(2020年4月1日現在)